

令和7年度第1回箕面市行政不服審査会 議事録

- 1 日 時 令和8年1月7日(水) 午後1時54分開始
- 2 場 所 箕面市立総合保健福祉センター 2階 行政不服審査室
- 3 出席者 会 長 大 砂 裕 幸
会長職務代理者 原 昇 平
委 員 橋 森 正 樹
- 4 事務局 室 長 大 西 雅 仁
副 参 事 稲 野 文 雄
担 当 徳千代 大 地
- 5 総務部総務室(審査庁)
室 長 山 本 学
室 長 補 佐 村 上 奈緒子
担 当 佐々木 裕 香
- 6 会議事項
議案第1号 審査請求の審査について(令和7年度諮問第1号)

開 会

委員3名が全員出席しており、審査会の会議は有効に成立している旨、会長から報告があった。

議案 第1号

事務局から議案第1号「審査請求の審査について(令和7年度諮問第1号)」の概要説明があった。

続いて、審査庁である総務部総務室の職員が入室し、諮問内容の説明があった。この説明に対し、ゾーニングが変更されたこと、B共同売却ゾーンが7分割されたこと、信託スキームの対象などについて、委員から審査庁職員に対して質問があった。質疑応答後に審査庁職員は退室した。

事務局から補足説明として、審査請求人と審査庁に宛てて12月24日付けで主張書面及び資料を提出する場合の期限、並びに口頭意見陳述申出の案内の文書を通知した旨、主張書面等と口頭意見陳述の申出の期限を1月21日までにしたところ、審査庁からは、主張書面や意見陳述申出書の提出予定はないこと、また、請求人からは、主張書面は提出する、意見陳述は検討す

る意向であることの説明があった。

これらを踏まえて委員間で意見交換して議案の審査を行い、次のとおり決定した。

- ①審査請求人から主張書面等の提出があったら、事務局はそれを速やかに委員各位にメール送信する。
- ②審査請求人からの口頭意見陳述申出書の提出を待って、意見陳述の可否及び日程を決定する。
- ③ゾーニング変更等に関する処分庁の説明について、事務局で整理する。
- ④次会の審査会は2月2日（月）午後1時30分から開催することとし、事案の審査を行う。

（午後3時34分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたのでここに署名する。

会 長	（本人自署）
会長職務代理	（本人自署）
委 員	（本人自署）